

井手町デジタルサイネージ仕様観光案内板設置仕様書

1. 業務名

8企物第3号 井手町デジタルサイネージ仕様観光案内板設置

2. 業務の目的

井手町への来訪者に向けて、地元の観光名所やお勧めのハイキングコースなどが掲載され、またデジタルサイネージで地域情報などが放映されている観光案内板を設置し、来訪者の満足度向上および周辺地域への観光周遊の促進を図ることを目的とする。

3. 業務概要

- ① 井手町全域を案内するデジタルサイネージ付き観光案内地図（以下「案内板」とする）をJR玉水駅及びJR山城多賀駅の町が指定する場所（別紙「設置位置図」）へ設置する。
- ② 履行期間：契約締結日の翌日～令和9年3月31日

4. 納入場所

JR玉水駅自由通路及びJR山城多賀駅自由通路の町が指定する箇所（別紙2-1・2-2）

5. 設置台数

計2台（各駅に1台ずつ）

6. 案内板の本体規格等

- ① 本体はH:2,100mm×W:2,500mm×D:300mm程度とする。
- ② JR玉水駅：筐体は電気亜鉛メッキ鋼板(t1.5以上)加工、メタリック焼付塗装と同程度の仕様を施すこと。また50インチ程度のモニターを縦型に配置し、400～500cd程度の輝度を発揮できるものとする。
- ③ JR山城多賀駅：筐体はステンレス製を基本とし半屋外での稼働に耐え得るものとする。また50インチ程度のモニターを縦型に配置し、最大で4000cdの輝度を発揮できるものとする。
- ④ 本体枠の角が鋭利にならないように加工すること。
- ⑤ 設置の際はアンカーボルトで固定するなど地震等でも容易に倒れない仕様とする。
- ⑥ 設置場所のレイアウトを考慮し、統一感のある設置を行うこと。

7. 観光マップ表示面

- ① 観光マップの表示面積は、縦1,200mm程度、横1,440mm程度とする。
- ② 観光マップ作製の際の素材として、井手町より「井手町TOWN MAP」のデータを提供する。
- ③ 電照式とし、インクジェットフィルム又はカラーコルトンフィルムを乳白アクリル板と透明アクリル板で挟み込む形あるいはそれと同程度以上の視認性及び表現力を発揮するようにすること。
- ④ 井手町全域にある観光スポット及びハイキングコースを掲載すること。ただし、観光スポットは20箇所程度とする。
- ⑤ タイマー等により電照時間を自動制御できることとし、手動スイッチによる電源のオン／オフも容易にできるようにすること。また調光器により明るさの調整ができるようにすること。

8. デジタルサイネージ

- ① 50インチ程度の大きさのモニターとし、縦型にて設置すること。
- ② 放映コンテンツはUSB等を用いて職員が容易に更新できるものとする。
- ③ 以下の拡張子に対応すること。

拡張子	コンテンツタイプ	表示ソフトウェア
.avi .mpeg .mpg .wmv	動画	Windows Media Player
.asf .mov .mp4		
.wav .mp3 .au .aif .aiff	音声	
.wma .mid .midi		
.mov .mp4		
.jpeg .jpg .png .bmp .gif	静止画	なし

- ④ 更新方法にかかるマニュアルを準備すること。

9. 納入成果物

- ① 業務完了届
- ② 成果品目録
- ③ 業務完了報告書
- ④ 写真、デザインなど本業務に係る成果品（DVD等の記録媒体に保存する）

1 0．成果品等の事後使用について

- ① 受注者によって本町に納品された成果品は、今後、受注者に確認することなく本町及び本町が認めた団体が主催して行う事業に活用することができる。
- ② 成果品は、本町が自由に二次使用（再編集を含む印刷物の制作等）できるものとする。

1 1．契約不適合責任

- ① 引き渡された本件案内板が、種類、品質、または数量に関して仕様書の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）である場合、発注者は、引渡日から1年以内に限り、受注者に対して修補、代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。
- ② 前項の契約不適合が、発注者の責めに帰すべき事由によるものであるとき、または天災地変等の不可抗力による場合は、発注者は前項の請求をすることができない。

1 2．業務の一括再委託の禁止

受注者は、本業務を一括して第三者に委託することができない。ただし、本業務を効率的に行う上で必要と思われる業務について、本町と協議の上、本業務の一部を委託することができる。

1 3．その他

本仕様書に定めのない事項又は業務上疑義は発生した場合は、発注者と受注者がその都度協議の上、決定する。